

省エネ活動推進事業仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、令和6年度に実施する省エネ活動推進事業（以下「本業務」という。）に適用する。

2 目的

地球温暖化に関心の少ない層を巻き込み、広く県民が参加する身近な省エネ活動に楽しく取り組むキャンペーン等を実施することにより、2050年のカーボンニュートラル実現に向けた県民の行動変容を促す。


3 業務内容

次の業務について、仕様に沿った内容を提案すること。

(1) 省エネ活動等に関する普及啓発（通年）

地球温暖化防止を県全体で推進するため、手軽に取り組める省エネ活動を県民に強く意識させ、自ら実践するよう創意工夫した普及啓発を実施すること。

【必須要件】

- 1) 省エネ活動を促すよう、効果的な普及方法を提案すること。
- 2) 各種広報媒体を活用し、取組みを周知すること。
- 3) 本業務における取組みは「デコ活ふくい」と題し、 指定のロゴマークを使用すること。



(2) スマートフォンアプリ「ふく eco」の運用（通年）

新たに開発したアプリの運用を行うこと。（アプリの機能については別添資料参照）アプリの運用を円滑に実施できる体制を整え、アプリを利用したキャンペーンを計画・実施すること。

【必須要件】

- 1) 環境ふくい推進協議会が提供する管理システムを使用してアプリの管理を行うこと。
- 2) アプリ利用に関する問い合わせへの対応を行うこと。
- 3) アプリで使用するQRコードの作成、協力施設への配布など、運用に必要な配布物の管理を行うこと。（QRコード自体はアプリ管理システムから発行される。）
- 4) アプリへの協力施設を募り、協力施設の増加を目指すこと。（協力施設数200以上を目標とする。）
- 5) アプリ機能を使用したアンケートを定期的実施し、運用の改善点に活用すること。
- 6) アプリで公開する動画コンテンツを作成すること。（10種以上の作成を想定）
- 7) 環境にまつわるクイズの作成・追加を行うこと。（20問ほどの追加を想定）
- 8) 抽選機能で使用する景品の準備、当選者への発送を行うこと。

(3) ふく eco アプリスタートアップキャンペーン（通年）

新たに運用を開始するアプリの利用者増加のため、利用を促す取組みを実施すること。

(4) クールシェア（7～9月）・ウォームシェア（12～2月）キャンペーン

ふく eco アプリを活用し、「クールシェア」「ウォームシェア」の普及啓発を実施すること。

※クールシェア・ウォームシェアとは、家庭におけるエアコンの消費電力削減を目指し、冷房（暖房）を止めて涼しく（暖かく）過ごせる場所に出かけるなど、涼しさ（暖かさ）を分け合う取組み

(5) うちエコ診断の推進（通年）

家庭の年間エネルギー使用量や光熱費などの情報をもとに、家庭のライフスタイルに合わせて省エネ対策を提案する「うちエコ診断」の利用を促す取組みを実施すること。（診断実施件数200件以上を目標とする。）

【必須要件】

- 1) うちエコ診断の実施にあたっては、福井県地球温暖化防止活動推進センターと協力して実施すること。

(6) 節電キャンペーン（10～11月）

家庭における節電に繋がる普及啓発を実施すること。県民が楽しみながら取り組める方法を提案すること。

(7) スマートムーブキャンペーン（通年）

地球にやさしい移動方法「スマートムーブ」の推進により運輸部門のCO₂削減に向けた取組みを呼びかけ、県民の「スマートムーブ」への理解を深める取組みを実施すること。

参考 URL（環境省 HP） <https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/smartmove/>

(8) サステナブルファッションキャンペーン

衣服の再利用など、衣服の生産から着用、廃棄に至るまで将来にわたって持続可能であることを目指した普及啓発を実施すること。

参考 URL（環境省 HP） https://www.env.go.jp/policy/sustainable_fashion/

(9) キャンペーンにおけるポイントの付与

- 1) 複数のキャンペーンにおいて、参加者に景品の獲得等に利用できるポイントの付与を行う手法を取り入れること。
- 2) ポイントはふく eco アプリの機能を活用し付与・管理すること。

(10) 業務遂行体制および作業スケジュールの構築

- 1) 業務を適切に履行できる体制を構築すること。
- 2) 具体的に実現可能な作業スケジュールを構築すること。

(11) その他

- 1) キャンペーンの効果（認知度、実践状況等）を確認するために、県民や協力事業者へ適宜アンケートを実施すること。

- 2) 景品は協賛企業からの募集等により用意すること。ただし、景品の調達費用については契約金額に計上しないこと。景品の選定にあたっては、環境ふくい推進協議会事務局と十分に協議して行うこと。
- 3) 本業務が、福井県長期ビジョン（R2.7 策定）に掲げた2050年の温室効果ガス排出実質ゼロ、および、福井県環境基本計画（R5.3 改定）に掲げた2030年度の温室効果ガス排出量49%削減（2013年度比）を目指す取組みであることを周知すること。
- 4) 広報における手段として、新聞広告や新聞折込、テレビCMのほか、メールマガジンの配信・バナー広告など複数種類の媒体を利用し、より多くの人への周知に努めること。
（メールマガジン・バナー広告を利用する場合の媒体例）
・北陸電力株式会社 ほくリンク
- 5) 県内スポーツチームを応援する「福井県民応援チーム FUKUI RAYS（フクイレイズ）」と協力した取組みを実施すること。
- 6) 県および県内各市町主催の環境フェアに出展し、省エネ活動の普及啓発を実施すること。
（合計15日間程度を想定）

4 委託料の対象となる経費

事業に必要な人件費、交通費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、募集広告費、レンタル料、リース料、その他本業務に必要となる費用のうち、環境ふくい推進協議会事務局が認めた経費とする。

5 業務遂行中の事故および損害

- (1) 業務遂行に際しては、人身事故、物損事故、その他業務遂行に際し発生が想定される事故を未然に防止する義務を、受託者が負うものとする。
- (2) 業務遂行にあたり発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (3) 事故等により発生した損害は、受託者が負担するものとする。

6 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項、およびこの仕様書に関し疑義が生じたときは、環境ふくい推進協議会事務局と受託者の協議により決定する。
- (2) 受託者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分（総合的企画及び業務遂行管理等）を再委託することはできない。
- (3) 受託者は、上記（2）に規定する業務以外の再委託にあたっては、あらかじめ環境ふくい推進協議会事務局の承諾を得なければならない。
- (4) 受託者は業務の運営に関して、環境ふくい推進協議会事務局と十分な打合せを行うとともに、報告を求められた場合には速やかに報告を行わなければならない。なお、打合せの記録は受託者が作成するものとする。
- (5) 業務に必要な許可等の手続きについては受託者が行う。
- (6) イベント開催時には、十分な安全対策を講じることとする。
- (7) 不測の事態に備え、イベント保険に加入するほか、緊急対応が可能な体制を整えることとする。

- (8) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用に関しては、受託者の責任において適切に行うこととする。
- (9) 本仕様書に記載されていない内容でも、業務委託者が当然行うべき事項については実施することとする。
- (10) 成果物に係る著作権等は環境ふくい推進協議会に属する。
- (11) 事業終了後の啓発用資材については、原則として環境ふくい推進協議会の所有とする。
- (12) 採用された企画の実行に当たっては、環境ふくい推進協議会事務局と受託者の協議の上で内容を変更することができる。